

条例の概要

総務部市町村課

題 名	山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
趣 旨	山梨県個人番号の利用に関する条例の一部改正に鑑み、本人確認情報を利用することができる事務等について所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 番号利用法の規定により個人番号を利用できる事務を遂行するときは、併せて住民基本台帳法の規定により本人確認情報を利用し、又は提供できることとされている。 <ul style="list-style-type: none"> ※ 本人確認情報：氏名、住所、性別、生年月日及び個人番号 ○ 一方、番号利用法では条例で定める事務においても個人番号を利用できることとされており、山梨県個人番号の利用に関する条例を一部改正し、個人番号の独自利用事務を定めた（平成28年6月30日公布、同年10月1日施行）。 ○ 個人番号の独自利用事務の遂行に当たり本人確認情報を利用し、又は提供するためには条例で定める必要があることから、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人番号の独自利用事務（5事務）を、本人確認情報を利用し、又は提供できる事務として新たに規定する。 <ul style="list-style-type: none"> [知事が本人確認情報を利用できる事務] <ul style="list-style-type: none"> ① 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 ② 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務 ③ 私立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務 [知事が本人確認情報を教育委員会へ提供できる事務] <ul style="list-style-type: none"> ④ 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 ⑤ 県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務 ○ 教育委員会が④又は⑤の事務の遂行に当たり、知事が教育委員会へ本人確認情報を提供する方法を次のとおり定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信回線（住基ネット）を通じて送信する方法 ・ 磁気ディスク等を送付する方法
施行期日	平成29年1月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし



第	号	第	号
山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	第 号	山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	第 号
山梨県住民基本台帳法施行条例（平成十四年山梨県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。		山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	
第二条中「別表」を「別表第一」に改める。		第三条を第六条とし、第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。	
第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。		第五条第三項中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改め、同条を第七条とする。	
（本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務）			
第三条法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機			

別表に次の三号を加える。	きる物を含む。を知事以外の執行機関に送付する方法	磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことがで	二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した	装置を含む。）に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法	）から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機（入出力	一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。	る。	報の知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとす	第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情	（知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法）	とする。	関（次条において「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第二のとおり
--------------	--------------------------	---------------------------------------	--	-------------------------------	---------------------------------------	--	----	--	---	--------------------------	------	--

理由である。	が	で	可	能	な	る	事	務	等	に	つ	い	て	所	要	の	改	正	を	行	う	必	要	が	あ	る	。
山梨県個人番号の利用に関する条例の一部改正に鑑み、本人確認情報を利用すること	提	案	理	由																							
この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。																											

山梨県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

新

旧

(本人確認情報を利用することができる事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表第一のとおりとする。

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)

第三条 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(次条において「知事以外の執行機関」という。)及び事務は、別表第二のとおりとする。

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第四条 知事が行う法第三十条の十五第二項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

- 一 規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法
- 二 規則で定めるところにより、知事から都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)を知事以外の執行機関に送付する方法

第五条・第六条 略

(訂正申出の方法)

(本人確認情報を利用することができる事務)

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、別表のとおりとする。

第三条・第四条 略

(訂正申出の方法)

第七条 略

2 略

3 第五条第二項の規定は、第一項の訂正申出について準用する

第八条・第九条 略

別表第一（第二条関係）

一〇十三 略

十四 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であつて規則で定めるもの

十五 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

十六 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（次表において「高等学校等」という。）であつて私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

提供を受ける知事

以外の執行機関

教育委員会

事務

一 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの

第五条 略

2 略

3 第三条第二項の規定は、第一項の訂正申出について準用する

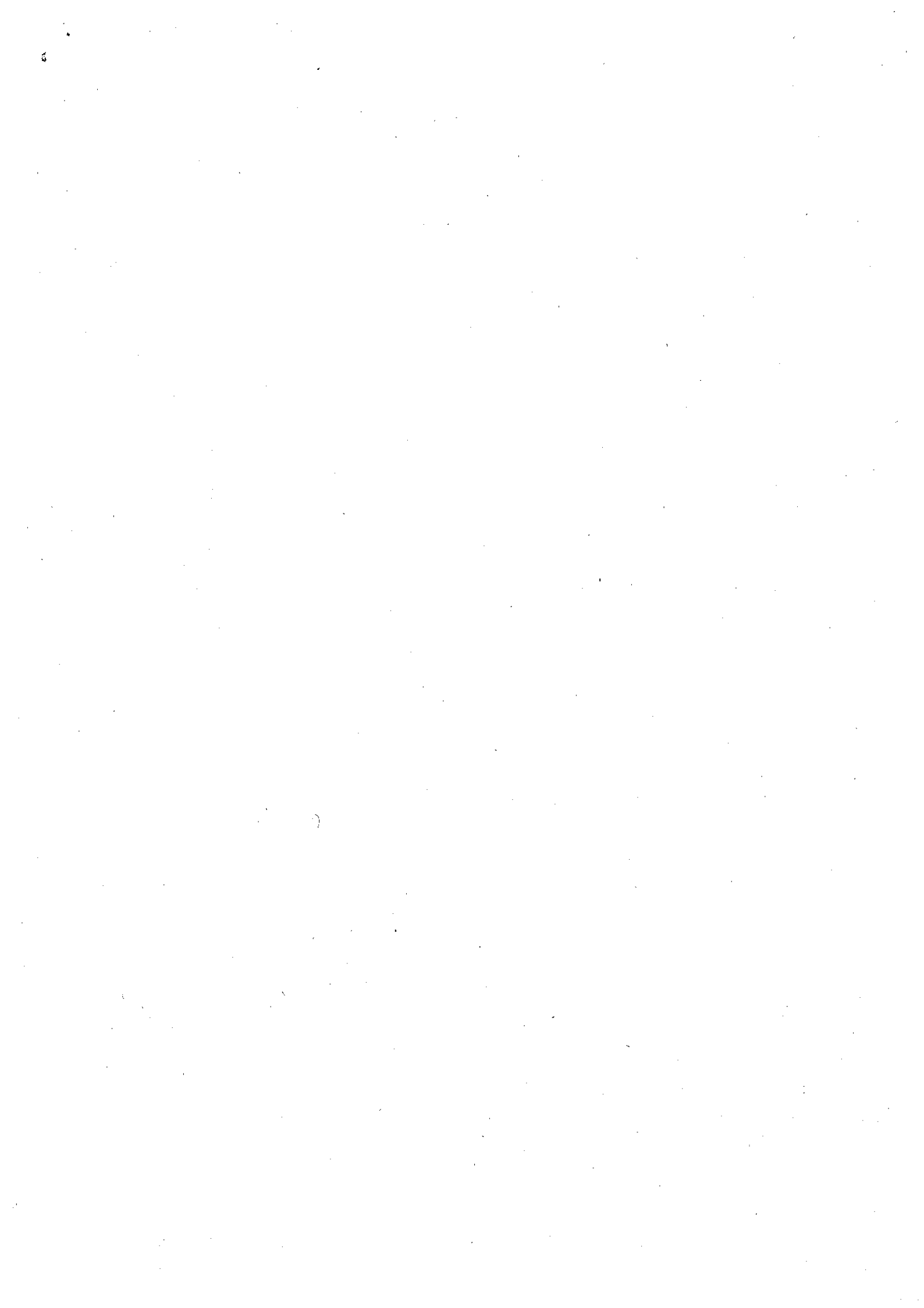
第六条・第七条 略

別表（第二条関係）

一〇十三 略

（This section contains vertical lines representing a table structure, but no text is visible within the lines.)

	<p>二 高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの</p>		<p> </p> <p> </p> <p> </p>
--	---	--	-------------------------------



1 住民基本台帳法施行条例の改正内容について

住民基本台帳法においては、番号利用法別表第1に規定された番号利用事務実施者が真正な本人確認情報(個人番号を含む。)を確認することができるようにするため、必要な規定を置き、これらの真正な情報を保有している住基ネット上の本人確認情報を利用することができることとしている。

このように住民基本台帳法が番号利用法と連動して必要な規定を置いていることに鑑み、平成28年6月議会において山梨県個人番号の利用に関する条例の一部改正により本県独自に個人番号を利用することができることとされた事実において、本人確認情報を利用(確認)することができるようにするため、住民基本台帳法施行条例の改正を行う。

資料 1

個人番号の利用に関する条例の改正内容

【別表第1】 ※ 新設

項	行為の主体	改正により追加された行為		行為の根拠規定
		個人番号を利用することができる事務	行為の内容	
1	知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの		
2	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの		
3	知事	母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	個人番号を利用すること。	番号法第9条第2項
4	知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等であって私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの		
5	教育委員会	高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		

住民基本台帳法施行条例の改正内容

【別表第1】 ※ 既存の「別表」を「別表第1」とし、第14～16号を追加

号	行為の主体	改正により追加する行為		行為の根拠規定
		本人確認情報を利用することができる事務	行為の内容	
14	知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの		
15	知事	母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	保有する本人確認情報を自ら利用すること。	住基法第30条の15第1項
16	知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等(次表において「高等学校等」という。)であって私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務のうち規則で定めるもの		

【別表第2】 ※ 新設

号	行為の主体	改正により追加する行為		行為の根拠規定
		知事に本人確認情報の提供を求めることができる事務	行為の内容	
1	教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの	知事に本人確認情報の提供を求めること。→知事は求めに応じ提供すること。	住基法第30条の15第2項
2	教育委員会	高等学校等(私立のものを除く。)における奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		

2 施行期日について

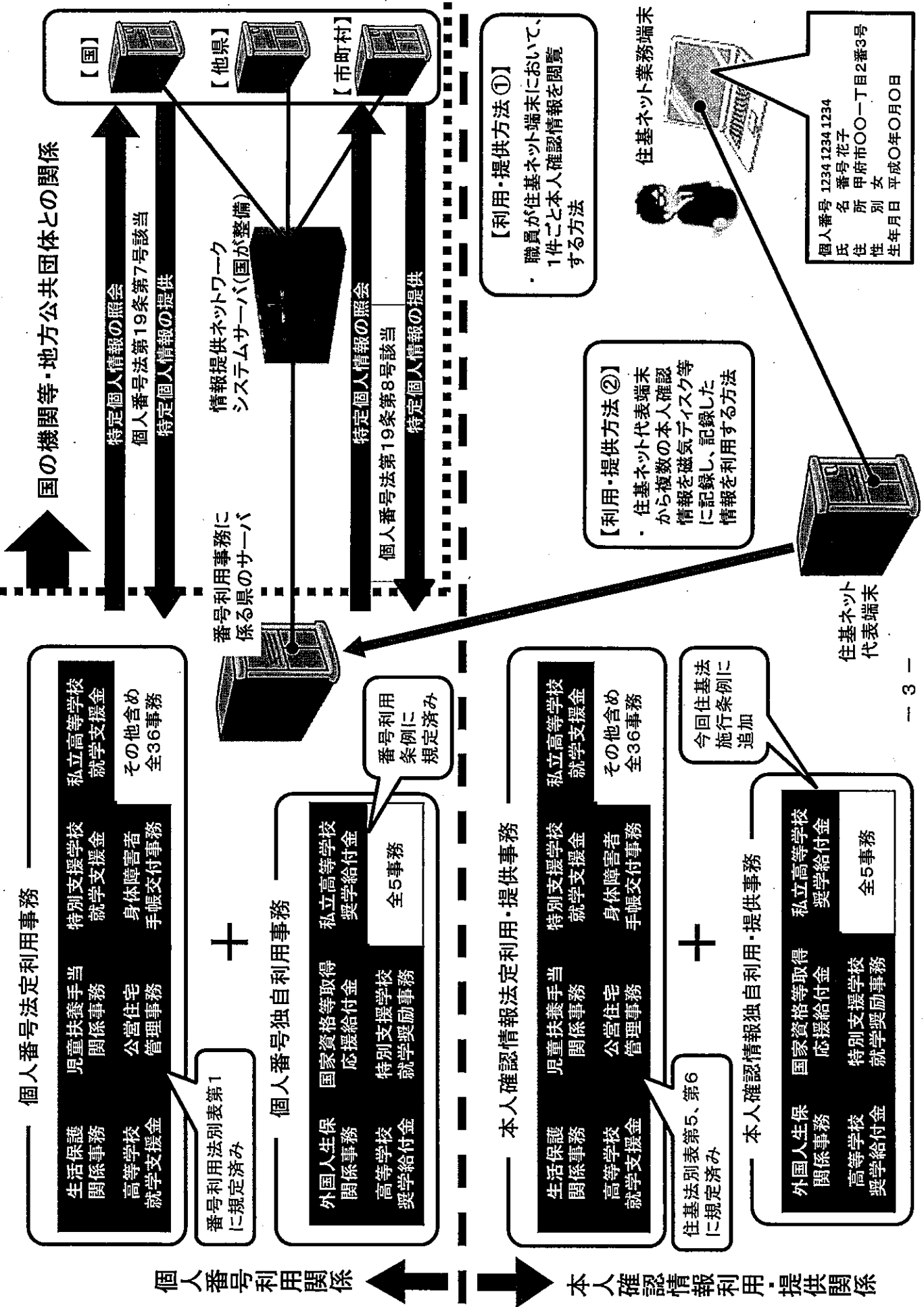
本人確認情報は、個人番号及び4情報(氏名、住所、性別、生年月日)を含み、その利用に当たっては十分な安全管理措置をとる必要のある個人情報であることから、その利用又は提供を可能とする条例改正については県民への一定の周知期間をとる必要がある。

番号利用条例が平成28年6月30日公布、同年10月1日施行としていたこととの整合を図るため、9月議会後に本改正条例が公布された場合、同程度の周知期間をとり、平成29年1月1日施行とすることとしたい。

なお、上記施行期日とした場合、平成29年7月に開始される特定個人情報の情報連携(※)に向け、個人番号独自利用事務において本人確認情報を利用し、個人番号の真正性確認を行うことは実務上も支障なく行うことが可能である。

※ 特定個人情報の情報連携：国が整備する情報提供ネットワークシステムを通じ、国や地方公共団体が相互に特定個人情報(所得情報等)の授受を行うこと。

個人番号の独自利用事務と本人確認情報の独自利用・提供事務の関係について



個人番号利用関係

本人確認情報利用・提供関係

個人番号の独自利用事務の選定について

○ 個人情報保護委員会が規則で定める類似事務

No	委員会が定める類似事務	番号利用条例に定めた事務
1	生活保護の決定等	生活に困窮する外国人に対する保護の決定等
2	児童手当又は特例給付の支給
3	児童扶養手当の支給
4	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給	山梨県国家資格等取得応援給付金事業実施要綱に基づく給付金の支給
5	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付等
6	障害児福祉手当等の支給
7	自立支援給付の支給等
8	障害児通所給付費等の支給
9	児童福祉法による障害福祉サービスの提供
10	介護保険給付の支給、地域支援事業の実施等
11	小児慢性特定疾患医療費の支給
12	予防接種法による給付の支給等
13	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費の負担等
14	公営住宅の管理
15	住宅地区改良法による改良住宅の管理等
16	高等学校等就学支援金の支給	高等学校等における要学のための給付金の支給(私立・公立)
17	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁(特別支援学校への就学奨励に關する法律によるものを除く。)
18	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の賞与

○ 個人番号の独自利用(番号利用法第9条第2項)

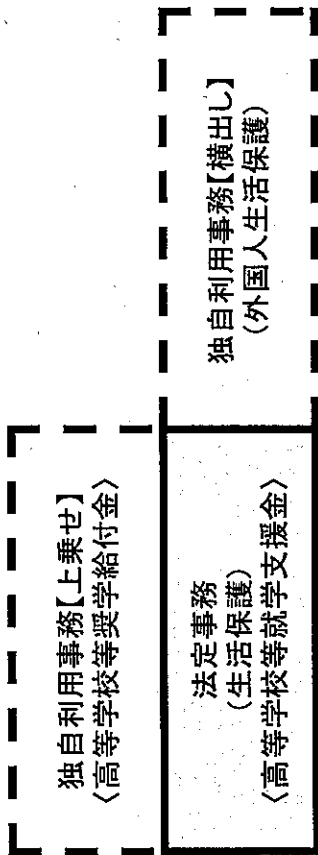
- 番号利用法で定められた事務(法定事務)以外の事務について、地方公共団体が条例を定めることで独自に個人番号を利用することができる。(独自利用事務)

○ 独自利用事務に係る外部との情報連携

- (番号利用法第19条第8号)
- 番号制度は他の団体と情報連携をすることで事務の効率化を図るもの。
- 独自利用事務は、各地方公共団体で多岐にわたることが見込まれるため、個人情報保護委員会が法定事務に準ずる独自利用事務を規則に定めることとしている。

○ 法定事務に準ずる独自利用事務のイメージ

- 上乗せ・・・法定事務と同じ対象者に対し、県が独自に手厚く給付等を行う。
- 〈例〉法定事務・・・高等学校等就学支援金(授業料相当額の支給) 独自利用事務・・・高等学校等奨学給付金(授業料以外の教育費の支給)
- 横出し・・・法定事務と異なる対象者に対し、県が法定事務と同等の給付等を行う。
- 〈例〉法定事務・・・生活保護(対象が日本人) 独自利用事務・・・外国人生活保護(対象が外国人)



条例の概要

総務部情報政策課

<p>題名</p>	<p>山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例</p>												
<p>趣旨</p>	<p>県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲等について所要の改正を行う必要がある。</p>												
<p>内容</p>	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が公布され、都道府県等の執行機関は、社会保障、税及び災害対策の分野のうち番号利用法で定められた事務（以下「法定事務」という。）において個人番号を利用できることとなった。 ○ 番号利用法では、条例で定める事務においても個人番号を利用できることとされているため、本県での利用範囲について検討し、法定事務以外の事務において個人番号を利用することとした。 ○ このため、個人番号の利用範囲等について、所要の改正を行う必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>(1) 題名を「山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」に改める。</p> <p>(2) 個人番号の独自利用</p> <p>県の執行機関は、次の5事務において個人番号が利用できること等を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 ②特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 ③母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務 ④私立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務 ⑤県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務 <p>(3) 特定個人情報の提供</p> <p>生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務において、県の執行機関は、県の他の執行機関が保有する特定個人情報の提供を求めることができること等を規定する。</p> <p>※ 特定個人情報：個人番号をその内容に含む個人情報</p> <table border="1" data-bbox="497 1675 1473 1910"> <tr> <th colspan="2">情報を必要とする側 ←</th> <th colspan="2">→ 情報を保有する側</th> </tr> <tr> <th>所属</th> <th>独自利用事務</th> <th>所属</th> <th>保有する情報</th> </tr> <tr> <td>福祉保健総務課 (知事部局)</td> <td>生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務</td> <td>新しい学校づくり推進室 (教育委員会)</td> <td>特別支援学校の就学のための経費の支弁に関する情報</td> </tr> </table>	情報を必要とする側 ←		→ 情報を保有する側		所属	独自利用事務	所属	保有する情報	福祉保健総務課 (知事部局)	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務	新しい学校づくり推進室 (教育委員会)	特別支援学校の就学のための経費の支弁に関する情報
情報を必要とする側 ←		→ 情報を保有する側											
所属	独自利用事務	所属	保有する情報										
福祉保健総務課 (知事部局)	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務	新しい学校づくり推進室 (教育委員会)	特別支援学校の就学のための経費の支弁に関する情報										
<p>施行期日</p>	<p>平成28年10月1日から施行する。</p>												
<p>留意点</p>	<p>なし</p>												
<p>参考事項</p>	<p>なし</p>												

定価(消費税込)一箇年 一七、二八〇円(郵送料を含む。)

山梨県公報

号外第四十二号

平成二十八年

六月二十日

木曜日

目次

- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県認定こども園の認定に係る要件を定める条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県幼児保育連携型認定こども園に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………七
- 山梨県旅館業法施行条例の一部を改正する条例……………七
- 専門学校山梨県立農業大学校設置及び管理条例及び専門学校山梨県立農業大学校授業料及び入学検定料条例の一部を改正する条例……………八

条例のあらまし

- 山梨県議会議員及び山梨県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三十九号)(市町村課)
 - 1 公職選挙法施行令の一部改正に鑑み、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成の公費負担の限度額を改めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十号)(情報政策課)
 - 1 県民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、次の改正を行うこととした。
 - (一) 条例の題名を「山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例」に改める。
 - (二) 県の執行機関は、次の五事務を処理するために必要な限度で、個人番号を利用することができること等を規定する。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務
 - (2) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
 - (3) 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金の支給に関する事務
 - (4) 私立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
 - (5) 県立高校等における奨学のための給付金の支給に関する事務
- (三) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務を処理するために、県の執行機関は、県の他の執行機関が保有する特定個人情報情報の提供を求めることができることを規定する。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十八年十月一日から施行することとした。
- 山梨県県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(条例第四十一号)(税務課)
 - 1 地方税法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 法人県民税法人税割の税率を次のとおり引き下げる。
 - (1) 本則税率 三・二パーセント ↓ 一・〇パーセント
 - (2) 超過税率 四・〇パーセント ↓ 一・八パーセント
 - (二) 地方法人特別税の廃止に伴い、地方法人特別税相当分について法人事業税の税率を引き上げる。
 - 2 この条例は、一部の規定を除き、平成二十九年四月一日から施行することとした。
 - 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第四十二号)(子育て支援課)
 - 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 特別避難階段に係る規制を緩和し、付室を通じた避難階段への火煙の流入を有効に防止できるものとして国土交通大臣の認定等を受けたものであれば、特別避難階段として認めることとする。
 - (二) 保育士を最低二人配置する要件について、朝夕等の児童が少数である時間帯に限り、保育士一人に代えて、保育士資格を有しない一定の者(知事が認める者)を活用できることとする。
 - (三) 保育士と類似職種である幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭を、一定の範囲内で保育士に代えて活用できることとする。
 - (四) 八時間を超える延長保育を実施している場合、保育士資格を有しない一定の者(知事が認める者)を活用できることとする。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十八年六月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四十号

山梨県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

第一条中「基づき、個人番号の利用」を「よる個人番号の利用及び法第十九条第十号の規定による特定個人情報の提供」に改める。

第四条第一項中「県」を「別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「法別表第二の第二欄に掲げる」に、「法別表第二」を「同表」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自ら保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第四条に次の一項を加える。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条の次に次の二条を加える。

（特定個人情報の提供）

第五条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関（同表において「情報照会機関」という。）が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関（同表において「情報提供機関」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特

定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（規則への委任）

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則ただし書中「第四条第二項ただし書」を「第四条第三項ただし書」に改める。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務（次表の一項及び別表第三において「外国人生活保護実施事務」という。）であつて規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの
三 知事	母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金（次表の一項、二の項及び六の項において「山梨県国家資格等取得応援給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
四 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（五の項並びに次表の七の項及び八の項において「高等学校等」という。）であつて私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務（次表の三の項において「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。）のうち規則で定めるもの
五 教育委員会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付

金の支給に関する事務（次表の四の項において「奨学給付金支給事務」という。）であつて規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	外国人生活保護実施事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報 山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
二 知事	山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の六十五の項の第四欄に掲げる特定個人情報
三 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
四 教育委員会	奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
五 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報（同表の九の項に規定する生活保護関係情報をいう。）を含むものに限る。）	生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報であつて規則で定めるもの

別表第三（第五条関係）

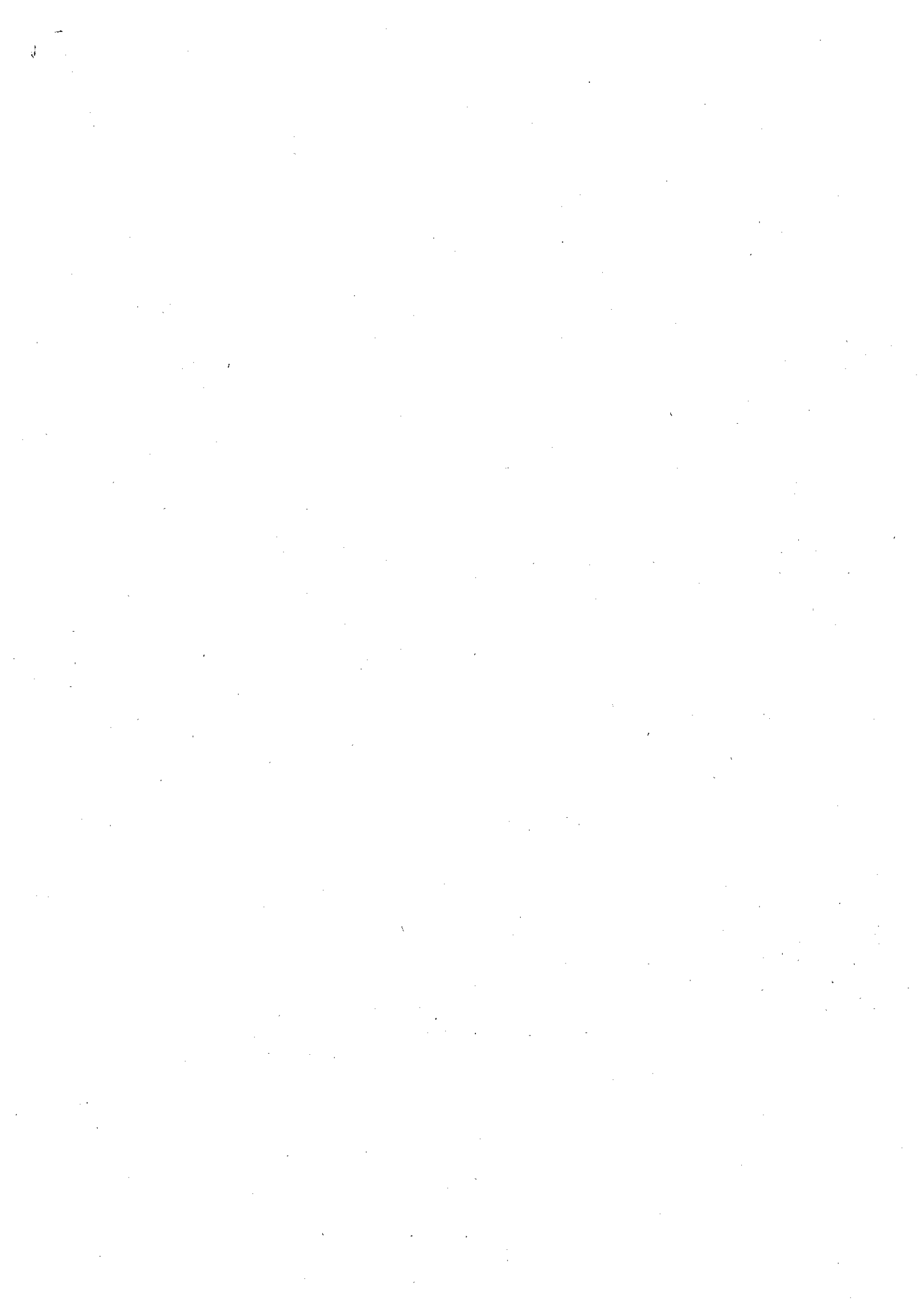
六 知事	法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務	山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
七 知事	法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務	私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
八 教育委員会	法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	外国人生活保護実施事務であつて規則で定めるもの	教育委員会	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報

附則

（施行期日）
 1 この条例は、平成二十八年十月一日から施行する。ただし、第四条第一項の次に一項を加える改正規定中ただし書に係る部分は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。
 （経過措置）
 2 この条例の施行の日から法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日の前日までの間におけるこの条例による改正後の第一条及び第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「第十九条第十号」とあるのは、「第十九条第九号」とする。

山梨県税条例及び山梨県地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の



山梨県個人番号の利用に関する条例新旧対照表

新

旧

例 山梨県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

山梨県個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定による個人番号の利用及び法第十九条第十号の規定による特定個人情報の提供に關し必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）第九条第二項の規定に基づき、個人番号の利用に關し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる県の執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

(個人番号の利用範囲)

第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、県の執行機関が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務とする。

2| 別表第二の上欄に掲げる県の執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の下欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができない場合は、この限りでない。

3| 県の執行機関は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることがで

2| 県の執行機関は、前項に規定する事務を処理するために必要な限度で、法別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることがで

きる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第五条 法第十九条第十号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第三の第一欄に掲げる県の執行機関(同表において「情報照会機関」という。)が、同表の第三欄に掲げる県の執行機関(同表において「情報提供機関」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる県の執行機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(規則への委任)

第六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第三項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

きる場合は、この限りでない。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第四条第二項ただし書の規定は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
一 知事	生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務（次表の一の項及び別表第三において「外国人生活保護実施事務」という。）であつて規則で定めるもの
二 教育委員 会	特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）によるものを除く。）であつて規則で定めるもの 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する生活の安定に資する資格の取得を促進するための給付金（次表の一の項、二の項及び六の項において「山梨県国家資格等取得応援給付金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	
四 知事	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等（五の項並びに次表の七の項及び八の項において「高等学校等」という。）であつて私立のものにおける奨学のための給付金の支給に関する事務（次表の三の項において「私立高等学校等奨学給付金支給事務」という。）のうち規則で定めるもの
五 教育委員 会	高等学校等（私立のものを除く。）における奨学のための給付金の支給に関する事務（次表の四の項において「奨学給付金支給事務」という

。であつて規則で定めるもの

別表第二(第四条関係)

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	外国人生活保護実施事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報 山梨県国家資格等取得 応援給付金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
二 知事	山梨県国家資格等取得応援給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の六十五の項の第四欄に掲げる特定個人情報
三 知事	私立高等学校等奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報
四 教育委員会	奨学給付金支給事務であつて規則で定めるもの	法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報 生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報であつて規則で定めるもの
五 知事	法別表第二の第二欄に掲げる事務(当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に	掲げる特定個人情報に

別表第三（第五条関係）

<p>知事 機関</p>	<p>情報照会 機</p>	<p>外国人生活保護 実施事務であつ て規則で定める もの</p>	<p>事務</p>	<p>教育委員会</p>	<p>情報提供機 関</p>	<p>法別表第二の二 十六の項の第四 欄に掲げる特定 個人情報</p>	<p>特定個人情報</p>
<p>八 教育委員 会</p>	<p>七 知事</p>	<p>六 知事</p>	<p>生活保護関係情報 （同表の九の項に規 定する生活保護関係 情報をいう。）を含 むものに限る。）</p>	<p>法別表第二の百十三 の項の第二欄に掲げ る事務</p>	<p>法別表第二の百十三 の項の第二欄に掲げ る事務</p>	<p>法別表第二の二十六 の項の第二欄に掲げ る事務</p>	<p>山梨県国家資格等取得 応援給付金の支給に関 する情報であつて規則 で定めるもの</p>
<p>高等学校等（私立のも のを除く。）における 奨学のための給付金の 支給に関する情報であ つて規則で定めるもの</p>	<p>私立の高等学校等にお ける奨学のための給付 金の支給に関する情報 であつて規則で定める もの</p>	<p>私立の高等学校等にお ける奨学のための給付 金の支給に関する情報 であつて規則で定める もの</p>	<p>私立の高等学校等にお ける奨学のための給付 金の支給に関する情報 であつて規則で定める もの</p>				



【参考法令】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(番号利用法)

(利用範囲)

第9条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

(特定個人情報の提供の制限)

第19条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～七 略

八 条例事務関係情報照会者（第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第2の第2欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第26条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

住民基本台帳法

(本人確認情報の利用)

第30条の15 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、利用することができるものとする。

一 別表第5に掲げる事務を遂行するとき。

二 条例で定める事務を遂行するとき。

三・四 略

2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第2号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第9条第1項又は第2項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第6の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3・4 略

住民基本台帳法施行令

(都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第30条の12 都道府県知事が行う法第30条の15第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの(以下この条において「特定都道府県知事保存本人確認情報」という。)の都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関(以下この条において「都道府県知事以外の執行機関」という。)への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

二 総務省令で定めるところにより、都道府県知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に特定都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法

三 総務省令で定めるところにより、都道府県知事から特定都道府県知事保存本人確認情報を記録した磁気ディスクを都道府県知事以外の執行機関に送付する方法

(住民票を磁気ディスクをもつて調製する場合の方法及び基準)

第2条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、法第6条第3項の規定により住民票を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する場合には、電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)

(電子計算機による方法に準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる機器を含む。以下同じ。)の操作によるものとし、磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。